

全 員 協 議 会

令和5年11月20日(月)
10時00分～時分
全員協議会室

〔出席議員〕

笹田議長、川神副議長
肥後議員、村木議員、大谷議員、三浦議員、沖田議員、村武議員、川上議員、
柳楽議員、串崎議員、小川議員、上野議員、布施議員、岡本議員、芦谷議員、
永見議員、佐々木議員、田畑議員、西田議員、牛尾議員

〔執行部〕

市長、副市長、教育長、総務部長、地域政策部長、健康福祉部長、弥栄支所長、
教育部長

〔事務局〕 局長、次長、大下書記、小寺主事

議 題

1 執行部報告事項

- (1) 個別受信機設置分担金及び加入工事料等（案）について（総務部）
- (2) 浜田市定員適正化計画の見直しについて（総務部）
- (3) 浜田市まちなか交流プラザの利用状況について（地域政策部）
- (4) 石見交通路線バス有福線廃止に伴う地元説明会（2回目）の開催（地域政策部）
について
- (5) 病児・病後児保育事業に係る損害賠償請求住民訴訟控訴事件の判（健康福祉部）
決について
- (6) 浜田市ふるさと体験村施設の営業期間等の変更及び運営状況につ（弥栄支所）
いて
- (7) 浜田市内県立高校3校共同寄宿舍（男子）整備（案）について（教育委員会）
- (8) その他

2 福祉環境委員会の提言書及び産業建設委員会の建議書について（報告）

- (1) 福祉環境委員会 ・就労支援を含めた障がい者支援について
・重層的支援体制整備事業の取組について
- (2) 産業建設委員会 ・建議書

3 第3回はまだ市民一日議会での発言内容の今後の取扱いについて

4 第3回はまだ市民一日議会の反省点及びアンケート集計結果について

5 LINE WORKSの運用について

6 その他

- (1) 自由討議について
- (2) その他

個別受信機設置分担金及び加入工事料等(案)について

令和 5 年 9 月総務文教委員会、議会全員協議会にて報告しました次期防災情報システムの導入にあたり、個別受信機及び FM 告知端末設置に係る市民負担について、現段階での検討状況を報告します。

1 既に個別受信機を**設置している世帯**が、引続き設置を希望する場合は、**無償で交換する**。

2 **新たに個別受信機の設置を希望する世帯**の設置分担金は **11,000 円**だが、**下表の項目に該当する場合は全額または一部を免除し、差額を市が負担する**。

免除の要件等	分担金 (円)		対象世帯数 ^{※1} (世帯)	所要額 (千円)
	本人 負担額	免除額		
① 75 歳以上の者だけの世帯	5,500	5,500	4,190	23,045
② 要介護 3 以上の者がいる世帯	5,500	5,500	230	1,265
③ 身体障害者手帳 1 級、2 級を所持する者がいる世帯	5,500	5,500	160	880
④ 療育手帳 A、精神障害者保健福祉手帳 1 級を所持する者がいる世帯	5,500	5,500	50	275
⑤ 住民税非課税世帯	5,500	5,500	570	3,135
⑥ 生活保護受給世帯	0	11,000	50	550
⑦ 視覚障がい者がいる世帯	0	11,000	170	1,870
⑧ 指定緊急避難場所、指定避難所、一時避難所	0	11,000	230	2,530
⑨ 要配慮者利用施設 ^{※2}	0	11,000	190	2,090
合計			5,840	35,640

3 防災行政無線の電波が届かない建物で、石見ケーブルテレビに加入していない世帯が、FM 告知端末を設置する際の標準的な加入工事費用は、市が負担する。

1 世帯あたり 加入工事料 55,000 円+宅内工事費 5,500 円=60,500 円
 対象世帯数 215 世帯^{※1}×60,500 円=13,008 千円

4 上記 3 の方の通信料は、機器耐用年数の期間 (概ね 10 年)、市が負担する。

215 世帯×3,960 円/年=852 千円

5 設置分担金の免除及び加入工事料等の市負担に係る所要額

上記 2 設置分担金の免除に係る所要額	35,640 千円
上記 3 加入工事料の負担に係る所要額	13,008 千円
合計 (主に工事期間中の所要額)	48,648 千円
上記 4 通信料負担に係る所要額 (年額)	852 千円

※1 対象世帯数は、令和 5 年 6 月末時点の世帯数をもとに、推測したもの。

※2 要配慮者利用施設とは、水防法等に定義する、社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設をいう。

令和5年11月20日
議会全員協議会資料
総務部人事課

令和5年度

浜田市定員管理計画

(平成30年度計画見直し版)

計画期間 令和6年度～令和15年度(10年間)



令和5年10月
浜 田 市

目次

1.	はじめに.....	1
2.	これまでの取組.....	2
	(1) 主な取組.....	2
	(2) 定員適正化計画と実績の職員数の状況.....	2
	(3) 退職者数の状況.....	3
	(4) 採用者数の状況.....	3
3.	計画見直しの内容.....	4
	(1) 計画期間.....	4
	(2) 計画の対象とする職員.....	4
	(3) 職員数.....	4
4.	計画見直し後の目標値.....	5
	(1) 職員数.....	5
	(2) 職員人件費.....	5

1. はじめに

浜田市では、平成17年10月の市町村合併後、合併協定に基づいた職員削減を目指し、平成19年度に定員適正化計画を策定しました。当該計画は、平成29年度までの10年間で職員数を161人削減し、定員管理の適正化に努めるものとしたもので、管理的業務の本庁集中化、民間委託、事務事業のアウトソーシング等を実施するとともに、職員採用は前年度退職者数の3分の1に抑え、職員数削減を推進するという内容であり、自治区制度を基盤とした健全な自治体経営を目指したものとしました。平成27年4月には、消防職員を除く職員（以下、「行政部門※職員」という。）を572人にまで削減し、計画上の目標値591人に対し19人先行する形で、順調に計画を進めてきました。

しかしながら、「元気な浜田づくり」といった重点施策やふるさと寄附制度等の新規施策対応、権限移譲等の新たな行政需要等による業務量の増加で、定員管理に影響を及ぼす可能性の強くなる状況を考慮した結果、定員適正化計画を延長し、職員数の削減を弾力的な運用とする考えにより、職員数の削減の速度を緩やかにし、目標年度を平成29年度から令和3年度に4年間延長して、令和3年度職員数を539人とすることを目標とした定員適正化計画の見直しを平成27年度に行いました。

平成30年4月には行政部門職員を目標値以上の551人まで削減した一方、平成29年度中期財政計画及び財政見直しにおいて、厳しい財政運営が予測される状況が示された中、これまで以上に機能的な組織機構で、当市の行政規模に見合った適正で効率的な組織体制の構築を図るため、令和10年度の行政部門職員数を463人まで削減する新たな定員適正化計画を策定しました。この中で策定時にはまだ不明確であった定年引き上げについては、今後影響を見極め、計画を見直すこととしました。

これまで、この計画に基づき職員数の適正化を進めてきましたが、職員の早期退職もあり、令和5年4月現在の職員数は目標値である498人に対して490人と、8人少ない状況にあります。

そして現在、地方公共団体を取り巻く環境は、人口減少や少子高齢化に加え、激甚化する災害や新型コロナウイルス感染症等への対応など、これまで以上に大きく変化しており、デジタル技術の活用等により、様々な局面で持続可能な行政運営が一層求められる状況にあります。

こうした環境変化への対応や目標値以上に職員数が減少している現状下において、業務量に見合った適正な人員体制が必要であることから、令和5年度からの定年の段階的引き上げにより、今後は基本的に65歳まで常勤職員として勤務することになる状況を考慮して計画の見直しを行います。併せて計画の名称も、職員数の「削減」を図る観点から短時間勤務職員も含めた適正な職員数の「管理」を行う観点にシフトし、「適正化計画」から「管理計画」に変更します。

※ 『行政部門』とは、常勤職員（一般会計、特別会計、公営企業会計）のうち消防職員を除いた部門。

2. これまでの取組

浜田市では「浜田市定員適正化計画」（平成19年度策定・平成27年度見直し、平成30年度策定）に基づき、事務改善や組織機構の見直しを行いながら、採用の抑制等によって人員の削減を図ってきました。令和5年4月1日現在の行政部門の常勤職員数は490人で、計画値498人に対して、8人少ない状況です。

(1) 主な取組

- ① 職員採用の抑制
 - ※H19計画：退職者数の1/3採用、H27見直し：同4/5採用、H30計画：同2/3採用
 - ※消防職は対象外（1/1採用）
- ② 技能労務職の不採用
- ③ 支所機能の見直し及び本庁・支所業務一元化による業務集約
- ④ 事業の民営化及び民間委託等の推進
- ⑤ 事務事業の見直し
- ⑥ 再任用職員や非正規職員の活用

(2) 定員適正化計画と実績の職員数の状況（行政部門）（各年度4月1日現在）

① 常勤職員

削減目標職員数＝185人【683人(H19)－498人(R5)】

(単位：人)

	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	R2	R3	R4	R5
計画(H19策定)	683	665	655	647	638	630	620	605	591	573	549						
計画(H27見直し)										568	560	555	551	543	539		
計画(H30策定)													542	527	520	508	498
実績	683	664	643	630	621	606	594	578	572	568	558	551	536	512	504	486	490
差	0	△1	△12	△17	△17	△24	△26	△27	△19	0	△2	△4	△6	△15	△16	△22	△8

②（参考）短時間勤務職員

(単位：人)

	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	R2	R3	R4	R5
計画(H30策定)													20	39	42	43	55
実績	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	11	17	33	31	31	23
差													△3	△6	△11	△12	△32

※計画上は「再任用職員」

③（参考）①常勤職員＋②短時間勤務職員

(単位：人)

	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	R2	R3	R4	R5
計画	683	665	655	647	638	630	620	605	591	568	560	555	562	566	562	551	553
実績	683	664	643	630	621	606	594	578	572	569	559	562	553	545	535	517	513
差	0	△1	△12	△17	△17	△24	△26	△27	△19	1	△1	7	△9	△21	△27	△34	△40

※H30までは短時間勤務職員は計画対象外

(3) 退職者数の状況（行政部門）

（単位：人）

	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	R2	R3	R4	R5
前年度退職予定者数	35	28	13	11	13	11	13	21	19	21	24	15	28	27	14	20	17
前年度退職者数	35	29	27	20	15	23	20	27	23	24	29	22	31	46	25	28	30
差	0	1	14	9	2	12	7	6	4	3	5	7	3	19	11	8	13

※再任用職員及び任期付職員を除く

(4) 採用者数の状況（行政部門）

（単位：人）

	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	R2	R3	R4	R5
採用予定者数	8	10	3	3	4	3	3	6	17	17	16	10	19	12	7	8	7
採用者数	8	10	6	7	6	8	8	11	17	18	20	15	17	22	16	10	20
差	0	0	3	4	2	5	5	5	0	1	4	5	△2	10	9	2	13

※再任用職員及び任期付職員を除く

3. 計画見直しの内容

今回の見直しでは、令和5年度からの定年の段階的引き上げによる影響を反映します。

〔定年引き上げ制度の概要〕

- ① これまで60歳であった定年年齢が、令和5年度から令和13年度にかけて2年に1歳ずつ引き上げられ、65歳になります。
- ② 60歳超の職員は、非管理監督職に役職定年します。
- ③ 60歳超の職員の給料は、それまでの7割水準になります。

期間	定年
～令和 5年3月	60歳
令和 5年4月～令和 7年3月	61歳
令和 7年4月～令和 9年3月	62歳
令和 9年4月～令和11年3月	63歳
令和11年4月～令和13年3月	64歳
令和13年4月～	65歳

(1) 計画期間

【見直し前】平成31年度から令和10年度までの10年間

【見直し後】令和6年度から定年の段階的引き上げ完了後の令和15年度までの10年間

(2) 計画の対象とする職員

【見直し前】定年は60歳、消防職を除く常勤職員を対象

【見直し後】① 定年引き上げに伴い、65歳までの職員を対象

- ② 消防職を除く、任期の定めのない職員、再任用職員及び任期付職員を対象
※短時間勤務職員も対象とします。

※消防職については、個別に検討を行うため、本計画の対象としていません。

※技能労務職については、引き続き不採用の方針です。

(3) 職員数

定年の段階的引き上げ期間中は、定年退職が2年に一度となりますが、職員採用は毎年度平準化して行います。また、基本的にこれまでは60歳の定年退職後は65歳まで再任用等の短時間勤務職員となっていました。今後は定年引き上げにより65歳まで常勤職員になります。これらを踏まえ、職員構成上の60歳超の職員を短時間勤務から常時勤務へ見直しつつ、職員全体の総数は見直し前の目標値を維持します。

【見直し前】	R10	⇒	【見直し後】	R15
常勤職員	457人		常勤職員_60歳以下	453人
再任用短時間勤務職員	47人		常勤職員_60歳超	66人
会計年度任用職員等	20人		短時間勤務職員	5人
計	524人		計	524人
技能労務職員	6人		技能労務職員	4人
合計	530人		合計	528人

4. 計画見直し後の目標値

(1) 職員数

職員数の年次計画は次のとおりです。

【見直し前】

(単位：人)

	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	
常勤職員	487	481	479	473	466	457						
再任用短時間勤務職員(退職者の7割)	55	45	41	48	46	47						
会計年度任用職員等(退職者の3割)	24	19	18	21	20	20						
計	566	545	538	542	532	524						
技能労務職員	11	10	8	8	7	6						
合計	577	555	546	550	539	530						

【見直し後】

(単位：人)

	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R15-R5
常勤職員_60歳以下	464	469	474	478	476	475	476	471	465	459	453	△11
常勤職員_60歳超	14	20	25	28	35	37	36	45	54	60	66	52
短時間勤務職員	20	22	14	12	9	7	5	5	5	5	5	△15
計	498	511	513	518	520	519	517	521	524	524	524	26
技能労務職員	15	15	13	12	11	9	8	8	6	5	4	△11
合計	513	526	526	530	531	528	525	529	530	529	528	15

(参考)

(単位：人)

	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	
前年度退職者		9	9	2	10	7	9	7	16	6	17	
新規採用者		20	13	10	12	13	11	16	14	15	17	

※技能労務職員を除く

(2) 職員人件費

職員人件費を推計した結果は次のとおりです。

【見直し前】

(単位：百万円)

	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	
常勤職員	4,027	3,989	3,986	4,004	3,950	3,864						
再任用短時間勤務職員	204	167	152	178	171	174						
会計年度任用職員等	62	49	47	55	52	52						
計	4,293	4,205	4,185	4,237	4,173	4,090						
技能労務職員	88	80	80	64	56	48						
合計	4,381	4,285	4,265	4,301	4,229	4,138						

【見直し後】

(単位：百万円)

	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R15-R5
常勤職員_60歳以下	3,892	3,915	3,962	3,998	3,978	3,958	3,966	3,902	3,835	3,767	3,698	△193
常勤職員_60歳超	95	136	159	180	222	243	240	311	362	418	458	363
短時間勤務職員	86	93	65	58	47	40	33	33	32	32	32	△54
計	4,073	4,145	4,186	4,237	4,247	4,241	4,239	4,245	4,230	4,218	4,189	116
技能労務職員	107	101	93	83	77	64	53	50	37	32	25	△81
合計	4,180	4,246	4,280	4,320	4,324	4,306	4,292	4,295	4,266	4,250	4,214	34

浜田市 定員管理計画

令和5年度

〒697-8501 島根県浜田市殿町1番地

浜田市総務部人事課

TEL : 0855-25-9130

E-mail: jinji@city.hamada.lg.jp

浜田市まちなか交流プラザの利用状況について

1 利用実績

【交流スペース】

令和5年10月31日現在

年度		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	累計	月平均
令和5年度	利用者数(人)				17	522	691	987						2,217	733.3
	平均利用者数(人/日)				17.0	16.8	23.0	31.8							23.8

【セミナールーム】

年度		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	累計	月平均
令和5年度	利用件数(件)				0	11	22	28						61	20.3
	利用者数(人)				0	118	296	362						776	258.7

※令和5年7月30日オープン

※月平均については、7月分を除いて計算

2 セミナールーム利用状況



高校生のイベント企画会議
 日時：8月18日
 主催：We&+



島根県立大学浜田キャンパス公開講座
 日時：10月4日
 主催：島根県立大学浜田キャンパス

※We&+（ウィプラス）とは、地域イベントの企画運営に興味のある浜田商業高校生による地域系部活動クラブ



映画上映会&トークセッション
 日時：9月30日
 主催：(医) 清和会 西川病院



介護予防教室
 日時：毎週月曜日
 主催：NPO 法人はとぼっぽ

石見交通路線バス有福線廃止に伴う地元説明会(2回目)の開催について

石見交通路線バス「有福線」の路線廃止に伴い、沿線自治会からの要望書の提出を受け、次のとおり浜田市が行う代替交通に関する地元説明会を開催しました。

1 沿線自治会から浜田市に対する要望書の提出について

(1) 提出日 令和5年8月10日

(2) 内容

- ア 通勤、通学、通院、買物等の利便性を図ること。
- イ スクールバスの併用等、より良い交通機関を確保すること。
- ウ 代替案の検討については、住民の意見を考慮すること。

2 沿線自治会からの要望への回答について

(1) 回答日 令和5年8月24日

(2) 内容

- ア 通学や通院、買物等に支障がないよう検討する。
- イ スクールバスの併用については、運行する時間帯等整理すべき課題が多い。
- ウ 代替交通の検討に当たっては、地域の意見を頂戴しながら進めていく。

3 地元説明会の開催状況について

地区	日時	会場	参加者
宇野町	9月10日(日) 17:00~18:10	宇野分館	33人
上府町	9月15日(金) 19:00~20:10	上府自治公民館	35人
下有福町・大金町	9月16日(土) 18:00~19:10	有福分館	37人

4 令和6年4月1日からの浜田市による代替交通(案)について

運行方法	生活路線バス
運行便数	平日:5往復程度 土日:3往復程度 (運休:祝日・12月31日~1月3日)
運行区間	「有福温泉」~「浜田駅」経由~「はまだお魚市場入口」 ※現行の有福線と同様のルート ※乗降規制区間の設定 浜田方面「大水道」~「はまだお魚市場入口」→乗車不可 江津方面「はまだお魚市場入口」~「大水道」→降車不可
運行時間	現行の有福線と近い時間帯を想定 ※石見交通「周布江津線」やJR下府駅等との接続を勘案して設定
運賃	現行の有福線と同程度の運賃 ※運賃例(浜田駅まで) 上府200円、宇野400円、下有福600円

5 地元説明会での主な意見について

- ・ 浜田駅までの運行や運行便数は要望に応じたものとなっており、評価する。
- ・ 通勤で利用するので、現行と同じような時間帯に運行してほしい。
- ・ 通院や買物で国府方面に行くので、何らか検討してほしい。
- ・ 住民福祉や外出機会の促進の観点から、運賃は現行より低く設定してほしい。
- ・ 路線名は、引き続き「有福線」としてほしい。

病児・病後児保育事業に係る損害賠償請求住民訴訟控訴事件の 判決について

このことについて、第 1 審判決を不服として、令和 5 年 4 月 5 日に第 1 審原告（控訴人）により提起された控訴審（医療法人が附帯控訴人）について、下記のとおり令和 5 年 11 月 15 日に判決がありましたので報告します。

記

1 控訴審の判決要旨

第 1 審判決（※）が取り消され、控訴人らの請求がいずれも棄却されました。また、訴訟費用（補助参加に係る費用を含む。）も、第 1、2 審を通じ控訴人らの負担となりました。

※ 第 1 審判決の要旨

- (1) 被告（浜田市長）は、医療法人（被告補助参加人）に対し、21 万 8287 円を請求せよ。
- (2) 訴訟費用（補助参加に係る費用を除く。）は、これを 100 分し、その 99 を原告らの負担とし、その余は被告の負担とし、補助参加に係る費用は、これを 100 分し、その 99 を原告らの負担とし、その余は被告補助参加人の負担とする。

2 控訴審の詳細

(1) 控訴の趣旨

- ① 原判決（第 1 審判決）中、控訴人（第 1 審原告）ら敗訴部分を取消し、次の通り変更する。
- ② 被控訴人（浜田市長）は、被控訴人補助参加人（医療法人）に対し、2065 万 7000 円を請求せよ。
- ③ 訴訟費用（補助参加に係る費用を除く。）は第 1、2 審とも被控訴人の負担とし、補助参加に係る費用は、第 1、2 審とも被控訴人補助参加人の負担とする。

との判決を求める。

(2) 控訴審判決の主文

- ① 本件各控訴をいずれも棄却する。
- ② 附帯控訴に基づき、
 - ア 原判決主文第 1 項を取り消す。
 - イ 上記の部分につき、控訴人らの請求をいずれも棄却する。
- (3) 訴訟費用（補助参加に係る費用を含む。）は第 1、2 審を通じ控訴人らの負担とする。

3 判決理由（概要）

(1) 平成 28 年 12 月 9 日以前

看護師の配置に関する国の解釈について、国の要綱上は、平成 28 年 4 月に改正されるまで、常駐と規定されていないことや、国の解釈あるいは運用指針を明らかにするような見解を公表したといった事情をうかがわせる証拠も提出されていないことなどから、当然に常駐を意味していたとまではいえない。

さらに、医療法人の実情を認定した上で、看護師配置の状況について平成 28 年改正前の市要綱に適合していなかったとはいえない。

(2) 平成 28 年 12 月 10 日以降

浜田市において、看護師の「常駐」や常駐の例外条件である「利用児童の病状等を定期的に確認・把握」の具体的内容などについては、平成 28 年 12 月以降においても国や県との間で確認・調整が続けられており、確定的な見解を持ち、医療法人にこれに従うよう依頼又は指導したとは考えられない。そうすると、契約の変更の範囲は、市から提案された保育体制の限度にとどまるとされ、市との契約内容に適合していないということとはできない。

4 今後について

控訴人の上告期限は、控訴人が判決の送達を受けた日の翌日から 2 週間となります。

浜田市ふるさと体験村施設の営業期間等の変更及び 運営状況について

浜田市ふるさと体験村施設の営業期間等の変更と運営状況について、下記のとおり報告します。

1 営業期間等の変更について

(1) 営業期間

【変更前】

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
営業期間							休業期間				

【変更後】

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
営業期間									休業期間		営業期間

※1月及び2月の利用については別途相談を承ります。

(2) 定休日

【変更前】毎週火、水曜日（繁忙期を除く）

【変更後】毎週月、火曜日 〃

※定休日については11月より変更します。

2 運営状況について

(1) 実績

ア 事業別売上実績 ……別紙のとおり

イ 宿泊組数・人数実績 …… 〃

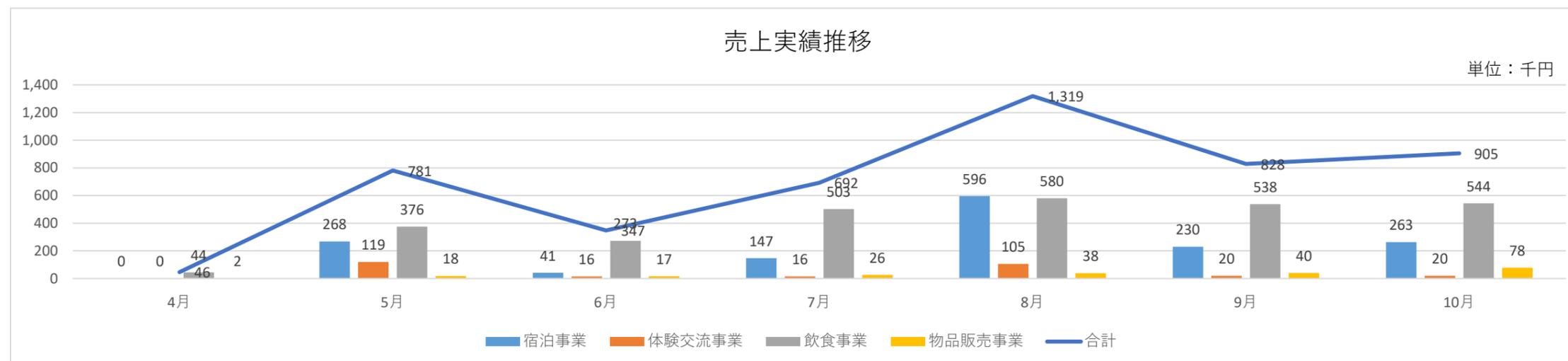
■ふるさと体験村 事績一覧【10月22日現在】

別紙

1 事業別売上実績

単位：千円

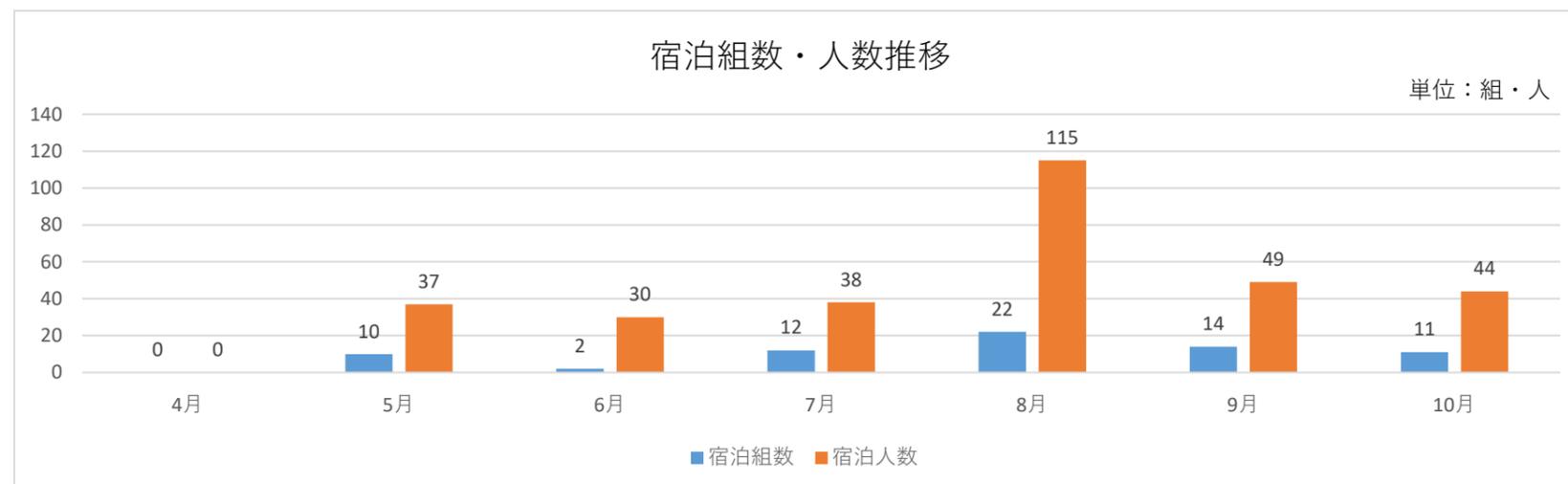
項目	4月			5月			6月			7月			8月			9月			10月			合計		
	計画	実績	対比	計画	実績	対比	計画	実績	対比	計画	実績	対比	計画	実績	対比	計画	実績	対比	計画	実績	対比	計画	実績	対比
宿泊事業	0	0		1,130	268	23.7%	1,506	41	2.7%	1,308	147	11.2%	1,785	596	33.4%	1,135	230	20.3%	530	263	49.6%	7,394	1,545	20.9%
体験交流事業	0	0		716	119	16.6%	855	16	1.9%	630	16	2.5%	1,300	105	8.1%	580	20	3.4%	260	20	7.7%	4,341	296	6.8%
飲食事業	0	44		936	376	40.2%	982	273	27.8%	1,012	503	49.7%	990	580	58.6%	922	538	58.4%	764	544	71.2%	5,606	2,858	51.0%
物品販売事業	0	2		268	18	6.7%	417	17	4.1%	402	26	6.5%	465	38	8.2%	367	40	10.9%	278	78	28.1%	2,197	219	10.0%
合計	0	46		3,050	781	25.6%	3,760	347	9.2%	3,352	692	20.6%	4,540	1,319	29.1%	3,004	828	27.6%	1,832	905	49.4%	19,538	4,918	25.2%



2 宿泊組数・人数実績

単位：組・人

項目	4月			5月			6月			7月			8月			9月			10月			合計		
	計画	実績	対比	計画	実績	対比	計画	実績	対比	計画	実績	対比	計画	実績	対比	計画	実績	対比	計画	実績	対比	計画	実績	対比
宿泊組数	0	0		50	10	20.0%	73	2	2.7%	52	12	23.1%	74	22	29.7%	49	14	28.6%	23	11	47.8%	249	71	28.5%
宿泊人数	0	0		118	37	31.4%	171	30	17.5%	126	38	30.2%	180	115	63.9%	116	49	42.2%	52	44	84.6%	595	313	52.6%



浜田市内県立高校 3 校共同寄宿舍（男子）整備(案)について

市内の県立高校では、少子化等の影響で定員割れが続き、このままでは学級数減や学校統合なども危惧される。一方で、市外・県外からの入学希望があっても宿舎の不足などにより対応できない現状がある。

島根県では宿舎整備は行わない意向であることから、市で民間施設を借り上げて県立高校 3 校共同寄宿舍（男子）を整備する。

1 経緯

年 月	県立高校・市	島根県
令和 5 年 4 月	・浜田高校から、寮の受入定員の関係で、令和 6 年度は令和 5 年度実績の県外生の確保が難しいと課題が示される。	・島根県が新たな寄宿舍整備を行わないことを確認（県議会答弁）。
令和 5 年 5 月 ～6 月	<ul style="list-style-type: none"> ・寄宿舍に関するヒアリング 【浜田高校】 定員確保のため、県内・県外からの入学者を増やしたいが、既存の寄宿舍定員の制約で困難。 【浜田商業】 寄宿舍がなく、寮を希望する遠方からの入学者受入れが困難。 【浜田水産高校】 定員割れが続く中、さらに県外生を増やしたいが、寄宿舍定員の制約があり困難。特に、女子生徒の積極的な受入ができない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・島根県に対して寄宿舍として利用可能な施設の相談・検討。 ・島根県職員宿舎見学（殿町：石雲寮、清心寮） ・島根県から職員宿舎無償譲渡の提案。
令和 5 年 7 月	・市が 3 校共同寄宿舍を整備(プレハブ建築)することについてリースを含め検討。	
令和 5 年 9 月	<ul style="list-style-type: none"> ・民間施設の情報入手、活用検討。 ・3 校から「寄宿舍(男子)があれば利用したい」意向を確認。 	<ul style="list-style-type: none"> ・島根県教育庁協議（自治体が行う高校生の住まい確保支援について） ・民間施設を共同寄宿舍として使用する場合、市が管理責任を担うことを条件に支援が可能。

2 検討した施設（概要・課題等）

施設等	県職員宿舎 (殿町：石雲寮、清心寮)	旧警察職員宿舎 (浜田市医師会寄宿舍)	3 校共同寄宿舍整備 (プレハブ建築)	民間施設 (旧山陰合同銀行高佐寮)
所在地	殿町	殿町	浜田高校寄宿舍付近	高佐町
定員 想 定	石雲寮：20 人程度 清心寮：9 人程度	空き部屋：5 人程度	20 人程度	32 人程度
課題等	<ul style="list-style-type: none"> ・市内 3 校まで同程度の距離。 ・県から無償譲渡の提案あり。 ・石雲寮：耐震等改修費が 1 億円程度と高額。・工事完了まで 1 年以上。 ・清心寮：寄宿舍として不適。（部屋不足、共有スペースなし、エアコンなし） 	<ul style="list-style-type: none"> ・市が市医師会に医療従事者等の宿舎として無償貸付。 ・高校寄宿舍との併用は管理上困難。 	<ul style="list-style-type: none"> ・整備費用が約 9 千万円程度。 ・整備期間は約 1 年。 	<ul style="list-style-type: none"> ・耐震基準を満たす。 ・浜田高校に隣接し、同校寄宿舍からの給食提供が容易。 ・整備費用が不要。 ・直ぐに使用が可能。

3 施設概要

- (1) 所在地 浜田市高佐町 529-1 旧山陰合同銀行高佐寮
- (2) 施設 鉄筋 3 階建
- (3) 受入規模 2 人部屋：16 室(32 人)、舎監室：1 室、食堂・談話スペース：1 室
- (4) 運営開始 令和 6 年 4 月開始
- (5) 運営期間 5 年間（令和 6 年度～令和 10 年度）
- (6) 概算運営費 現時点での概算。今後精査を行う。 (単位：千円)

	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度
1 支出	3,500	35,920	41,740	41,740	41,740	41,740
施設借上料	1,620	6,480	6,480	6,480	6,480	6,480
舎監費	500	7,800	7,800	7,800	7,800	7,800
給食費	0	16,710	20,310	20,310	20,310	20,310
光熱水費	40	3,200	4,700	4,700	4,700	4,700
備品費	1,300	1,250	1,920	1,920	1,920	1,920
諸費	40	480	530	530	530	530
2 収入	0	17,200	23,200	23,200	23,200	23,200
寮費(注)	0	13,200	19,200	19,200	19,200	19,200
島根県補助金	0	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000
1-2 差し引き (市費)	3,500	18,720	18,540	18,540	18,540	18,540

(注) 入寮者は、令和 6 年度 22 人、令和 7 年度以降 32 人として試算。寮費は、年間 60 万円/人。
 (令和 6 年度:60 万円/年×22 人=1,320 万円、令和 7 年度以降:60 万円×32 人=1,920 万円)

4 スケジュール

年月日	会議名	内容
令和 5 年 11 月 6 日(月)	議会総務文教委員会	事業説明
令和 5 年 11 月 20 日(月)	議会全員協議会	事業説明
令和 5 年 12 月	議会 12 月定例会議	補正予算等関連議案提案
令和 6 年 3 月	議会 3 月定例会議	令和 6 年度当初予算提案
令和 6 年 4 月	—	寄宿舍運営開始

【参考】位置図



提 言 書

就労支援を含めた障がい者支援について

令和 5 年 10 月

浜田市議会 福祉環境委員会

1 はじめに

福祉環境委員会では「就労支援を含めた障がい者支援」を取組課題のテーマとし調査研究活動を進めてきました。

障がい者人口は増加傾向にあり国民のおよそ7.6%が何らかの障がいを持っていると言われ、浜田で暮らす障がい者一人ひとりが年齢や障がいの状態に関わりなく安全に安心して暮らせる「共生社会」の実現が求められています。

働きたくても働く場がない、働き始めても環境になじめず長続きしない等の課題、障がいのある方の親亡き後の問題も喫緊の課題であり、自立支援の充実と障がい者支援に光を当てる必要があります。

一方で、地方自治体が抱える課題である人口減少、少子高齢化による労働力不足に対して、事業所側の障がい者雇用への期待や関心も高まりつつあります。

本委員会では、障がい者支援のうちで「働く」ことに焦点を当て、「誰もが働ける場所の創設」をコンセプトとして、現状把握のためのヒアリングや意見交換、先進地視察等を実施し、協議及び検討を重ねてきました。

「福祉のまち浜田」を目指すために市と議会が一緒に取り組むべき課題について提言としてまとめましたので、実現可能なものから随時実施し、福祉行政の推進に努めていただくことを強く期待します。

2 提言

(1)障がい者本人・家族や家族以外の介護者(支援者)への支援

障がい者の就労支援は「就労」という人間にとってかけがえない営みについて、それぞれの状況に即した実現を求め、社会とのつながりや自己実現を図る上で、単に収入だけでなく働くことの喜びにつながる大切な意義がある。

自らの能力や適性に合わせて働くことができる多様性・包摂性に富む共生社会の実現や、障がい者が自信を持って働ける環境整備と事業所への支援が必要である。

障がい者が就労していく上で、職場の人間関係によるトラブル対応が課題であり、相談窓口の設置はもちろんのこと、障がい者がストレスを感じることなく相談しやすい体制の仕組みづくりを推進し、その周知をしていくことが重要である。

障がい者の雇用が増加しているが離職率も高い傾向にあることから、離職しないための伴走型支援体制が必要と考える。

障がい児・障がい者の一貫した切れ目のない支援体制の整備や、教育機関卒業後を含む相談・フォロー体制の充実が必要と考える。

・障がい者がいつまでもいきいきと安心して暮らすために、障がい者同士、障がい者と健常者とのコミュニティづくりの支援として、継続性のあるイベントの実施やまちづくり組織、まちづくりセンター事業などの地域活動へ参画できる仕組みづくりを検討されたい。また、障がい者団体や保護者会等の意見交換の場の確保と団体への支援についても検討されたい。

・職場環境になじむための社会教育や経済的自立に向けた支援、訓練制度等のために、障がい者雇用に取り組む事業者に対するヒアリングやフォロー体制の充実と、サポートする機関や事業所への財政支援に取り組まれたい。また、相談指導員や支援員の増員に向けた資格取得・研修等への公費助成も検討されたい。

・障がい者が就労に関してストレスなく相談できる窓口の設置など、相談体制の充実を図られたい。

・親亡き後の生活を支える支援員の確保や夜間支援、医療支援の充実を図るため、人材確保の必要性から支援員等への報酬アップについて国・県へ働きかけを行っていただきたい。

・障がいのある児童・生徒の部活動など社会参加のための交通費の負担軽減と併せ、障がい者にやさしく、利用しやすい公共交通について検討されたい。

- ・障がい者の情報保障のための機器など、時代に即し各々の障がいに応じた補助機器の助成について検討されたい。

- ・障がい者が必要とする情報を得やすくするための工夫と併せ、特に防災情報の伝達方法については障がい者に配慮した発信を行うよう検討されたい。

(2) 事業者・関連支援機関への支援

地域における中小企業の労働力不足から障がい者雇用への関心も高くなっているが、支援機関の人員不足から、中小企業に対する取組が後れている。就労に対する企業や障がい者の不安感を払拭するために、中小企業への地域の就労支援機関による支援の強化及び充実と、地域における福祉施設等や教育、医療、労働関係が連携した支援体制の整備が求められる。

企業及び事業者に対してヒアリングを行い、変化する就労環境及びニーズに対して、地元のみならず誘致企業も含めた実態を把握し、課題を抽出した上で、障がい者と事業者双方へのマッチング支援が必要である。

障がい者を対象とした就労支援セミナー、事業所見学会による企業理解の促進、関係機関への職場実習協力事業所情報の提供、障がい者に対する職場実習の推進、アドバイザーによる助言等の取組が重要と思われる。

さらに、無料職業紹介事業の実施に向けたハローワーク、浜田障害者就業・生活支援センターレント等との連携、就労支援できる仕組み(産官学)が必要である。

- ・ハローワーク等との協定や就労支援ルーム設置、就労移行支援金制度創設等、今後ハローワークと自治体の連携による一体的支援体制の強化を図られたい。

・教育機関では、障がい者へ配慮し誰一人取り残さない視点に立った体験型学習(キャリア教育)のほか社会教育のプログラムを通して関係部署との連携を図り、伝える仕組みを検討されたい。

・個人情報保護の課題を共有し、お互いを知る仕組みづくりの検討と、企業の求める人材のニーズ把握とともに、事業所見学会や職場実習が積極的に図られるよう、受入企業の拡大及び中小企業に対する財政支援について検討されたい。

・就業と医療行為の両面をサポートできるアドバイザーや相談員の配置を促し、財政支援を検討されたい。

・障がい者の個人能力を引き出し働く意欲につながる職業訓練機関や無料職業紹介事業の導入、また事業所、企業等から就労についての情報をより分かりやすく提供する機会など情報共有の場を設置し、就労先の選択肢が増える仕組みを検討されたい。

・障がい者が安心して働けるよう、毎年9月の「障害者雇用支援月間」の啓発活動を充実させ、事業所等で一緒に働く人が、障がいの特性や障がい者の就労に対する理解を深めるための取組を推進されたい。

・生活支援とB型就労支援の併用ができないことや、B型平均工賃月額が利用者の多様なニーズに对应されない程度に低い単価であること等、福祉就労における現行制度の問題点や課題を洗い出し、当事者に寄り添う制度への改善を求め、国・県へ働き掛けられたい。

・障がい者雇用における法定雇用率の対象とならない小規模事業者への雇用の働き掛けを、関係機関と連携チームをつくる等して実施されたい。

(3) 行政に期待するもの

ア 「福祉のまち」を目指した取組について

今後の政策立案の観点からも、障がい者就労の現状数値の把握を実施すべきである。

就労訓練を終えた後に社会に出ていく流れが主流になっているが、障がい者に寄り添いながら就労を支えて行く伴走型障がい者就労支援(IPS)の取組は、障がい者支援の新しい仕組みとして大きな可能性がある。市内にあるIPS実施施設と浜田市はより連携を強化する等、就労支援制度のさらなる充実が必要である。

- ・障がい者の就労の現状数値を把握し、積極的な障がい者就労支援に取り組まれない。

- ・医療や福祉機関などの充実からも「福祉のまち」の認識を持ち、地域資源の活用と掘り起こしから生活支援コーディネーターの活用、さらには、現在見直しが検討されている「浜田市地域公共交通再編計画」においても障がい者の移動手段の確保の視点を入れて計画されたい。

- ・IPS(Individual Placement and Support: 個別職業紹介とサポート)は、市内における一事業所の就労支援事業であるが、伴走型個別支援は有効的であり、市としてもチームの一員となって、求職活動の支援を検討されたい。また、実効性のある支援が可能となるよう国・県へ働き掛けられたい。

イ 産業経済部と健康福祉部との連携強化について

障がい者の就労支援においては、雇用する事業所側と働く立場の障がい者の課題を解決するための取組と併せて、双方のニーズや課題に対する行政の関与や調整が不可欠であると考えられる。

障がい者の受入企業の拡大(幅広い職種の実習受入先)に関しては、健康福祉部と産業経済部が連携して積極的に推進すべきである。

このような中、ハローワークとジョブコーチ及び行政のネットワークを構築して、双方の就労後の相談も含めたフォローアップのできる体制強化を図ることが、障がい者の受け入れ企業拡大につながるものと考えられる。

- ・地元企業、関連団体が参画する「障がい者就労支援ネットワーク」の構築について検討されたい。
- ・産業経済部が主導的に就労支援関係機関(市の福祉部局、レント、ふかふか等)と連携して障がい者の雇用に係る勉強会を定期的に計画実施されたい。
- ・浜田市の基幹産業である農業と福祉の連携事業(農福連携)、また、他市で取り組まれている福祉と移動販売等、地域の課題解決における福祉連携を調査研究されたい。
- ・就労支援関係機関は、いつでも相談に対応(雇用、プライベートなこと等)できるよう、市として、資金や人材育成面において支援されたい。
- ・就労継続支援事業所において、他店との競争に勝てる魅力的な商品を作れるよう、新商品開発や店舗のレイアウト等のアドバイスが受けられる市の新たな支援を検討されたい。

3 おわりに

福祉環境委員会では、「働く」ことに焦点を当て、会議や勉強会、委員会内での討論をはじめ、教育機関・就労支援機関・企業そして障がいのある方の協力を得て、現状把握のためのヒアリングや政策提言

における意見交換、さらには、先進地視察等 40 回を超える調査研究を実施しました。

そして、令和 4 年から制度化された委員会代表質問を、令和 5 年 3 月、6 月そして 9 月定例会議に行い、執行部の考えを聞きました。

この度の調査研究を行ったことで、当委員会内で、「福祉のまち浜田」を目指す重要性について共通認識を図ることができました。

また、市と議会が一緒に取り組むべき政策の一つとして、あらゆる相談体制の充実を目指す「重層的支援体制の構築」の必要性を強く感じたため、別の提言としてまとめました。

提言内容については進捗状況の点検と検証を行うとともに、皆様のご意見を伺いながら、障がい者支援の充実に向け引き続き努めてまいります。

改めて、当委員会や所属委員の訪問、照会等にご理解とご協力をいただいた全ての方々に感謝しお礼申し上げます。

ありがとうございました。

4 会議等の開催状況

令和 3 年

	日付	内 容
1	12月9日	取組課題の検討協議
2	1月27日	取組課題の検討協議
3	2月24日	取組課題の検討に係る勉強会について協議
4	3月7日	取組課題の検討に係る勉強会について協議

令和 4 年

	日付	内 容
1	5月11日	取組課題の検討に係る勉強会
2	5月19日	取組課題のテーマを「就労支援を含めた障がい者支援について」に決定
3	6月15日	教育機関及び就労支援機関との意見交換会及び行政視察について協議
4	6月24日	行政視察について協議

5	8月3日	教育機関及び就労支援機関との意見交換会について協議
6	9月1日	教育機関及び就労支援機関との意見交換会について協議
7	11月1日	教育機関及び就労支援機関との意見交換会について協議
8	11月11日	教育機関及び就労支援機関との意見交換会について協議
9	12月1日	教育機関及び就労支援機関との意見交換会について協議
10	12月12日	教育機関及び就労支援機関との意見交換会及び行政視察について協議
11	1月26日	教育機関との意見交換会 (島根県立浜田高等学校 定時制・通信制課程)
12	1月27日	教育機関及び就労支援機関との意見交換会及び行政視察について協議
13	2月2日	教育機関との意見交換会 (島根県立浜田ろう学校)
14	2月3日	教育機関との意見交換会 (島根県立浜田養護学校)
15	2月13日 2月14日	行政視察 (総社市の障がい者千五百人雇用事業、東大阪市の東大阪市立障害児者支援センター「レピラ」の取組)
16	2月24日	行政視察の振り返り、取組課題の今後の進め方について協議
17	3月7日	就労支援機関との意見交換会について協議
18	3月15日	就労支援機関との意見交換会及び行政視察レポートについて協議
19	3月20日	就労支援機関との意見交換会 (浜田障害者就業・生活支援センター レント)
20	3月27日	就労支援機関との意見交換会 (社会医療法人 清和会)

令和5年

	日付	内 容
1	4月11日	一般企業との意見交換会について協議
2	5月9日	一般企業との意見交換会 (石見食品株式会社)
3	5月18日	一般企業との意見交換会について協議 一般企業との意見交換会 (パンとカフェ プチマタン、有限会社島根ポーク)
4	5月24日	一般企業との意見交換会 (浜田ビルメンテナンス株式会社、特別養護老人ホーム「偕生園」、湯屋温泉リフレパークきんたの里)
5	5月30日	一般企業との意見交換会 (株式会社ベリーネ)
6	5月31日	一般企業との意見交換会 (就労継続支援A型・B型事業所「しおかぜ」「はまかぜ」、株式会社コーヒン商会)
7	6月1日	一般企業との意見交換会の振り返り及び行政視察について協議

8	6月16日	障がいがある方との意見交換会及び行政視察について協議
9	6月27日	一般企業との意見交換会の振り返り及び行政視察について協議
10	7月13日	障がいがある方との意見交換会及び行政視察について協議
11	7月25日 7月26日	行政視察（豊田市の重層的支援体制、神奈川県座間市の断らない相談支援）
12	8月3日	行政視察の振り返り及び取りまとめ作業について協議
13	8月17日	取りまとめ作業について協議
14	9月1日	取りまとめ作業について協議
15	9月13日	取りまとめ作業について協議
16	10月5日	提言に向けた自由討議
17	10月11日	提言に向けた自由討議
18	10月17日	提言における意見交換会
19	10月23日	提言に向けた自由討議
20	10月24日	提言に向けた自由討議、決定

福祉環境委員会

委員長	小川 稔宏
副委員長	村木 勝也
委員	村武 まゆみ
委員	柳楽 真智子
委員	岡本 正友
委員	川神 裕司

提 言 書

重層的支援体制整備事業の取組について

令和 5 年 10 月

浜田市議会 福祉環境委員会

1 はじめに

福祉環境委員会では、「就労支援を含めた障がい者支援」を取組課題のテーマとして所管事務の調査研究活動を進めてきた中で、既存の相談支援や地域づくり支援の取り組みを活かし、子ども・障害・高齢・生活困窮といった分野別の支援体制では対応しきれないような“地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズ”に対応する包括的な支援体制として「誰一人取り残さない支援体制の充実」の必要性に行き着きました。

「福祉のまち浜田」を目指すために浜田市と市議会が一緒に取り組むべき課題について「重層的支援体制整備事業の取組」も、この度同時に提言としてまとめましたので、「就労支援を含めた障がい者支援に係る提言書」と共に実施し、福祉行政の推進に努めていただくことを併せて強く要望します。

2 提言

(1) 重層的支援体制整備事業の取組について

相談者の複合化・複雑化した課題を解決するためには、従来の縦割り体制では対応が困難なことから、庁内他部署との連携や官民協働の多機関連携・相談に応じるための事業構築が必要と考える。

その一つとして、全庁における「属性を問わない相談支援」、「参加支援」、「地域づくりに向けた支援」の3つの支援を一体的に実施する取組を求めたい。

正に、重層的支援体制整備事業を導入し、現存する地域資源の掘り起こしと民間活力の活用、並びに民間支援団体等との連携を重視したネットワークの構築が必要である。

さらに、市民からの相談を受ける意識の醸成と庁内の共通認識づくりのもとでの担当課、担当職員での問題意識の共有化を図るべきである。

・福祉の課題解決は、地域の課題解決にもつながることから、まちづくりの観点から全庁的に取り組まれない。

・まずは、タスクフォースによる課題検討やワーキンググループでの協議を通じ明確な目標設定と推進に向けた組織(チーム等)を立ち上げ、併せて、職員のコーディネート力及びファシリテート力アップのための研修等を実施されたい。

・重層的支援体制整備事業の中で、職員による支援体制構築ワーキンググループの設置や職員研修の充実に努め、先進地で活用されているつなぐシートの活用、相談者・支援者双方の負担軽減を図られたい。

・せっかくある支援の制度や仕組みが、必要な人に知られていないことも課題であり、必要な人へ届く情報の出し方や相談窓口の周知方法の明確化を図られたい。

・多種多様な民間活力の掘り起こしと参画を促し、官民の多機関連携による包括的な支援体制を構築するため、重層的支援体制整備事業に取り組みられたい。

福祉環境委員会

委員長	小川 稔宏
副委員長	村木 勝也
委員	村武 まゆみ
委員	柳楽 真智子
委員	岡本 正友
委員	川神 裕司

建 議 書

浜田市議会 産業建設委員会

建 議 書

本委員会では、昨年より市内の産業関係者（農林水産業関係、商工業関係、観光業関係）の方々と意見交換会を行い、その場で挙がった幾多の問題点・課題について、本年3回の定例議会において委員会代表質問を行い、執行部の考え・答弁を受けてまいりました。

答弁には関係者が協働して取り組むこと、他部署との関連も含めて検討するとの内容も見受けられました。しかしながら、個々の問題点・課題を取り上げての質疑では解決に至る道筋が見出せず、解決策にはほど遠いものである様に受け止めました。これまでも、幾多の問題点・課題の解決には関係部署との連携をもってあたられたことは理解するところではありますが、組織の縦割りの弊害も見聞きするところです。

以上の事柄等により、本委員会は問題点・課題の解決策として以下の方策を建議いたします。

- 1、関係者との協働をもって問題点・課題の解決がなされるよう、執行部におかれては堅実な問題解決組織を構築されたい。
- 2、執行部におかれては、問題点・課題の解決時期を逃すことのないように、事柄毎に縦割りを排除した横断的な専門プロジェクトチームを創り問題点・課題の解決に取り組んでいただきたい。

令和5年10月2日

浜田市議会 産業建設委員会
委員長 川上 幾雄
副委員長 田畑 敬二
委員 沖田 真治
委員 串崎 利行
委員 上野 茂
委員 布施 賢司
委員 牛尾 昭

第 3 回はまだ市民一日議会での発言内容の今後の取扱い

番号	1	テーマ	合併処理施設維持管理に関する協定書の修繕費等見直しについての要望
氏名	ふくろじり 袋尻 孝 たかし		
内容	<p>1. 平成 10 年 6 月に締結した協定書は実情を反映していない。</p> <p>2. 協定書の土地所有者が負担する大規模な修繕費（積立金）の負担割合が按分負担は疑義があります。（按分→応分）</p> <p>3. 丙の土地所有者であっても都合により居住する事が出来ない場合はこの責を免除するのが妥当です。（協定書に記載すべきです）</p> <p>4. 甲が提示される長期計画策定書の丙の負担額が受益分の 1.5 倍です。</p> <p>5. 大規模な修繕費は設置者、所有者である甲、浜田市下水道事業者である乙が応分の負担をして丙の応分負担は下水道利用料金、他団地の利用料金を参考に検討すべきです</p>		
肥後	合併処理施設の維持管理に関する協定書の見直しがどのように可能か、県と市と戸建住宅の住民負担割合について議会として何が出来るか調査研究する。（福祉環境又は産業建設）		
村木	福祉環境委員会において、事実関係を調査する。		
大谷	執行部側にこのような意見があったことを通知する。		
三浦	福祉環境委員会で対応・返答を協議する。		
沖田	福祉環境委員会で検討する。		
村武	福祉環境委員会で対応する。		
川上	県外他市でも、人口減少に伴う同様な問題が発生し対応策がとられているとの情報があった。福祉環境委員会や一般質問で取り上げ、当市においても検討する機会を作る必要がある。		
柳楽	福祉環境委員会で検討。 協定書の締結から 25 年経過していることから、実情を把握して見直しを検討していただくよう執行部に働きかける。		
串崎	現状の把握が必要。福祉環境委員会で対応する。		
小川	福祉環境委員会の所管事務調査で調査・研究し、問題があれば改善策を検討する。		
上野	福祉環境委員会で協議する。		
布施	按分から応分が可能かどうか、地域住民との話し合いの有無などを確認し、福祉環境委員会で対応を競技する。		

岡本	<p>① 協定書に実情に反映されていない→実情についてその妥当性を確認する必要あり</p> <p>② 修繕費(積立金)の負担割合の疑義→割合の妥当性について協議の必要性あり</p> <p>③ 土地の所有者の都合で居住できない場合の免除について(協定書に記載すべき)→関係機関と相談して対応されたい。</p> <p>④ 長期計画策定書の負担割合に疑義→割合の妥当性について協議の必要性あり</p> <p>⑤ 大規模修繕は設置者の県と下水道事業者が負担すべき→受益者が負担すべきと思う 下水道利用料金、他団体の利用料金を参考にすべき→考慮すべき事項と考える *関係機関に対して発言者の意向を伝える</p>
芦谷	市内他地域の状況を把握し(執行部)、必要であれば改善の方向を示す。議会として他の案件も含め事実関係を調査し、下水道事業者としての適切な対応を求める。
永見	維持管理に関する協定書、修理費等の見直しについて、設置者、市下水道事業者や下水道利用者の意見を聞き福祉環境委員会で協議する。
佐々木	もう少し内容を把握する必要があると思うが、福祉環境委員会で検討する。
田畑	福祉環境委員会で対応する。
西田	福祉環境委員会で対応する。
川神	福祉環境委員会で調査する。
牛尾	福祉環境委員会で対応する。

番号	2	テーマ	石見神楽をもっと発信してみたらどうか
氏名	ささき 木 かずま 佐々木 一真		
内容	<p>コロナが落ち着きはじめて、県外の神楽公演依頼も増えてきましたが、まだまだ石見神楽を知っている人はとても少ないと思いますのでもっと石見神楽を発信して興味を持つ人を増やしてみたらどうでしょうか？興味を持つ人が増えれば浜田市への観光客が増えると思います。以前「日本石見神楽大会」で神楽に関する施設を考えていると、久保田市長が言われていましたが話は進んでいるのでしょうか？もし実現可能なら浜田市の良い観光スポットになると思います。また、ふるさと寄附の貯金が25億あり、その中の7億が石見神楽などの伝統芸能に使ってほしいという話を聞きました。そのお金を石見神楽の発展につながることにぜひ使っていただきたいです。</p>		
肥後	<p>高校生神楽大会を浜田市内で開催可能か調査し、訪日外国人観光客への石見神楽をアピールするために、各国の母国語に翻訳した字幕をスクリーンに映し出して理解を深める取組について学生が主体的に取り組む制度設計を調査研究する。</p> <p>ふるさと寄附金のうち神楽振興に使ってほしいとされるお金が神楽関連の団体や事業者の声を反映するべきものと考え、意見交換を実施する必要があると考える。</p>		
村木	<p>現在「三桜酒造跡地公共活用検討委員会」で協議されている。また、議会においては、石見神楽議員連盟で協議する。</p>		
大谷	<p>神楽の議連で協議する。</p>		
三浦	<p>高校生の大会運営など、神楽議連で対応・返答を協議する。</p>		
沖田	<p>産業建設委員会で検討する。</p>		
村武	<p>神楽議員連盟で対応する。</p>		
川上	<p>神楽連盟で、神楽をツールとして生かすことを検討する。また、必要な施策や予算等については執行部へ提言等を行うことも検討すべき。</p>		
柳楽	<p>石見神楽振興議員連盟で検討する。</p> <p>ふるさと寄附の使い方も含め、石見神楽がどのように観光振興に貢献できるのか、施設整備も含めどのような見せ方が望まれるのか、執行部にしっかりと研究していただきたい。</p>		
串崎	<p>産業建設委員会で対応する。</p>		
小川	<p>神楽関連の施設整備の必要性に関する一つの賛成意見として承る。</p>		
上野	<p>石見神楽議員連盟も同じ方向で進めている。今後、市、観光協会などと連携。</p>		
布施	<p>産業建設委員会、石見神楽振興議員連盟、個人一般質問等でこれまで取り上げているし、これからも必要に応じて取り上げる。</p>		

岡本	<p>① 石見神楽をもっと発信すれば、観光客が増える→同感である。発言者にも協力をお願いしたい</p> <p>② 石見神楽施設は良い観光スポットになるのでそのお金は神楽の発展に使って欲しい→賛成する。維持が問題であるので発言者にも考えて欲しい。</p> <p>*関係機関に対して発言者の意向を伝える</p>
芦谷	<p>このような意見を踏まえ、本格的な、神楽舞い、神楽文化などの情報発信、推進体制をつくる。議会として、石見神楽の情報発信の体制、石見神楽団体の強化などを進める、市長に働きかける。何より広域連携が必要でありその推進に議会の役割がある。</p>
永見	<p>石見神楽の発信について、情報発信や観光客誘致について総務文教委員会、石見神楽振興議員連盟で協議する。</p>
佐々木	<p>産業建設委員会で検討。また神楽議連でも協議したらどうか。</p>
田畑	<p>神楽の情報発信については協議会と綿密な情報交換の上で、発信すべきである。</p>
西田	<p>石見神楽振興議員連盟で対応する。</p>
川神	<p>個人一般質問、神楽議連で議論する。</p>
牛尾	<p>産業建設委員会で対応する。</p>

番号	3	テーマ	浜田市の子ども達の水産体験
氏名	えんどう ひろゆき 遠藤 祐之		
内容	<p>私たちが子供の頃は、生湯などに行ってサザエなどを取って食べていた。今の子供たちは海にサザエがいて、それを取って食べられるという事を知らない。（取ってはいけない）</p> <p>せめて鑑札などを販売して、海とふれ合う機会を作れないものか。</p>		
肥後	子どもたちが楽しめる海洋教育を市として取り組まれているが、県を巻き込んでさらなる海と触れ合う機会創出を総務文教委員会で調査研究する。		
村木	産業建設委員会で協議する。		
大谷	執行部側にこのような意見があったことを通知する。		
三浦	産業建設委員会、または、水産振興議連で対応・返答を協議。		
沖田	産業建設委員会で検討する。		
村武	産業建設委員会で対応する。		
川上	漁業法における行使規則の変更等により提案の内容も実施可能かもしれない。このことを検討する機会を産業建設委員会に持つ必要がある。		
柳楽	<p>産業建設委員会で検討する。</p> <p>砂浜ではあまり感じないが、岩場には何か採るために来たのではないかと疑われることを心配して行きにくい。ご指摘のように子どもたちが海の生き物に自由に触れる機会を設けることは必要ではないかと考える。</p>		
串崎	サザエを取るイベント等どうか。産業建設委員会で対応する。		
小川	海洋教育と観光振興の観点から、総務文教と産業建設の両委員会で検討し回答する。		
上野	もっと海に関心を持ってもらうためにも大切なこと。総務、産業建設委員会で協議する。		
布施	産業建設委員会で可能性について調査研究していく。		
岡本	<p>① 海のサザエを採って食べる経験がない。観察など販売して海と触合う機会を→体験については同感である。現状と機関の理解が必要であると考える</p> <p>*関係機関に対して発言者の意向を伝える</p>		
芦谷	まちづくりセンターなど地域活動に海遊びを取り入れる。行政として、海とふれ合うこと、魚介類の採取禁止などの啓発を行うことなどを、議会として働きかける。		
永見	子どもたちの水産体験については、海洋教育で海に触れる教育は必要である。漁業関係者と意見交換する必要があり産業建設委員会で協議する。		

佐々木	総務文教委員会で検討する。
田畑	漁業法の対応がどうか？
西田	産業建設委員会で対応又は議員からの一般質問で対応する。
川神	総務文教、産業建設委員会対応する。
牛尾	一般質問で取り上げてみたい。

番号	4	テーマ	多世代との意見交換の場づくりの必要性
氏名	みうら かける 三浦 走		
内容	<p>浜田市に住んでいて、もっと多世代との意見交換できる場が必要だと感じる。社会に対して自分なりの意見を持ち、積極的にそれを討論したり発表したりする場があれば、より広い視点で物事をとらえる力がつくと思う。</p> <p>多世代を意識することで、それぞれの世代が持つ考え方や知識、価値観を他の世代に共有することが出来る。それらは自分ひとりで獲得するのは難しいと思うので、多角的な視野を養うためにもこのような場づくりは必要であると考えている。</p>		
肥後	地域住民と行政や議会、学校関係者など多様な立場の人が気軽に話し合える場をどうやってつくるのか。議会全体で調査研究し、案をお返りする。		
村木	「場づくり」、言い換えると、「仕掛け」や「仕組み」づくりは、今の社会においては必要。協働のまちづくり推進特別委員会で協議する。		
大谷	まずは、執行部側にこのような意見があったことを通知し、まちなか交流プラザの周知と活用の推進を促す。		
三浦	総務文教委員会で対応・返答を協議する。		
沖田	総務文教委員会で検討する。		
村武	総務文教委員会で対応する。		
川上	場のみならず機会創出のために、町内会組織で行われている常会を活用するのもよい方法かもしれない。議会としては、総務文教委員会等で提案内容を議論し、施策へ結びつけるようにすべき。		
柳楽	協働のまちづくり推進特別委員会で検討する。		
串崎	総務文教委員会で対応する。		
小川	協働のまちづくり推進特別委員会で受け止め、まちなかプラザ、各まちづくりセンター関係者に伝える。		
上野	総務文教委員会で協議する。		
布施	開所したまちなか交流プラザの活用を案内すること。多世代との意見交換は多種多様にあるので自分から進んで参加（仲間も）すること。		
岡本	<p>① 多世代を意識して知識や価値観を共有できる場づくりは必要である。</p> <p>→次世代を担う意見を真摯に受け止める。発言者にも協力をお願いしたい</p> <p>*関係機関に対して発言者の意向を伝える</p>		
芦谷	学校・県立大学・専修学校などにも範囲を広げ、それら教育施設と地域との交流、「学校の社会化」を進めることが必要である。行政も大学を活かしたまちづくりを進めてお		

	り、議会基本条例で「専門的知見の活用」として県立大学との連携をうたっており、その範囲を学生などにも広げる。
永見	まちなか交流プラザの活用なども含め、多世代との意見交換の場づくりについて総務文教委員会で協議する。
佐々木	総務文教委員会で検討する。
田畑	総務文教委員会で協議する。
西田	総務文教委員会か福祉環境委員会で対応する。
川神	協働のまちづくり推進特別委員会。
牛尾	総務文教委員会で対応する。

番号	5		
氏名	しまだ 島田 怜奈 こばやし 小林 のぞみ 希実 みやた 宮田 ゆき 優希	テーマ	浜田市へのお願い「地域交流と食」
内容	<p>①地域の人たちが集まれる場所が欲しい。海士町あまマーレのような、遊ぶ子供、読書する大人、ご飯を食べる場所、物々交換できる場そういった場所。</p> <p>②学校給食の牛乳を選択性にしてほしい。診断書がないと飲まなくてよいという制度が疑問である</p> <p>③県立大学生や浜田の高校生と活動ができる場がほしい。せっかく浜田に大学があるのだから、全国から来たお兄さんお姉さんといろいろ話してみたい。</p>		
肥後	②の学校給食における牛乳とその他の飲料の選択制については、早急に教育委員会と検討し実現の可能性について協議し、結果をお返すする。		
村木	各会派の中で①～③において協議する。		
大谷	執行部側にこのような意見があったことを通知する。 ②の件は総務文教委員会で現状は把握する。		
三浦	福祉環境委員会、総務文教委員会で対応・返答を協議する。		
沖田	総務文教委員会で検討する。		
村武	総務文教委員会で対応する。		
川上	個々の要望については総務文教委員会等で議論する場をつくり、施策への反映を探る必要がある。		
柳楽	総務文教委員会で検討する。		
串崎	総務文教委員会で対応する。		
小川	①はホームページ等で広報する。 ②は総務文教委員会が教育委員会に照会し対応を検討する。 ③議会広報広聴委員会がファンタス等を通じ意向・意見があったことを伝え、つなぐ。		
上野	総務文教委員会で協議する。		
布施	総務文教委員会で調査研究していく。		
岡本	<p>① 地域の人が「海士町あまマーレ」のような集まる場所が欲しい→参考にした</p> <p>② 学校給食の牛乳の選択性にして欲しい →理由はわかるが自分のためにも努力を期待したい</p> <p>③大学生や高校生と活動できる場が欲しい→良い意見なので関係機関に伝える</p>		

	*関係機関に対して発言者の意向を伝える
芦谷	①市の特産品のPRを、②学校給食の体制の改善を、③学校・県立大学・専修学校などにも範囲を広げ、それら教育施設と地域との交流、「学校の社会化」を進める。また、市長に働きかけ、議会としても能動的に進める。
永見	「地域交流と食」について、小学生、高校生、大学生との交流の場として、まちなか交流プラザでの活動の検討、そして、学校給食の選択性については食育にも関係する執行部の意見も聞き総務文教委員会で協議する。
佐々木	総務文教委員会で検討する。
田畑	給食のバイキング方式は、なじまず実施は、難しいと考える。
西田	総務文教委員会と福祉環境委員会で対応する。
川神	総務文教委員会で協議する。
牛尾	一般質問で取り上げてみたい。

番号	6		
氏名	みうら めい 三浦 萌衣	テーマ	竹迫児童公園について
内容	<ul style="list-style-type: none"> ・公園の遊具について ・公園の時計設置について ・公園の駐車場について 		
肥後	簡易な時計でも設置箇所に日除け雨除けがあれば、耐久性に関して屋外専用でなくとも長期使用可能と思えるし、安価と考える。産業建設委員会で調査研究する。		
村木	当該公園のみならず、市内の公園の在り方(集う・遊ぶ・安全・防災)を産業建設委員会で協議する。		
大谷	執行部側にこのような意見があったことを通知する。		
三浦	産業建設委員会で対応・返答を協議する。		
沖田	発言は時計設置の必要性のみだったが、3つの内容について産業建設委員会で検討する。		
村武	産業建設委員会で対応する。		
川上	遊具については他所との兼ね合いを、また、時計については他の方法も検討する必要性があり、総務文教委員会、産業建設委員会で議論し施策への反映を検討する。駐車場については早々に担当部署へ検討を依頼する。		
柳楽	産業建設委員会で検討する。		
串崎	状況の把握が必要。産業建設委員会で対応する。		
小川	産業建設委員会が執行部の見解を聞き回答する。		
上野	福祉環境委員会で協議する。		
布施	市の公園で時計の設置数、設置基準の確認、竹迫児童公園に時計の必要性について、産業・建設委員会で調査研究していく。		
岡本	① 公園の遊具、時計設置、駐車場について→ 発言者の意見を関係機関に伝える *関係機関に対して発言者の意向を伝える		
芦谷	公園の設置管理者の意向を確認し必要な整備を行うよう市長に働きかける。		
永見	公園の時計設置、遊具について、駐車場については、執行部の意見も聞き産業建設委員会で協議する。		
佐々木	産業建設委員会で検討する。		
田畑	市内の中心地に存在する、竹迫公園の遊具・時計・駐車場等は、早急に対応すべきである。		

西田	総務文教委員会で対応する。
川神	総務文教委員会で協議する。
牛尾	総務文教・産業建設委員会で対応する。

番号	7		
氏名	たなか 田中 聡真	テーマ	浜田市のイベントを増やす
内容	浜田市は人口が少ないからイベントを増やし参加してもらい浜田に多くの人に来てもらえるようにしたい。浜田のことを多くの人に知ってもらう。		
肥後	せっかくイベントを開いても、ターゲットとなる層へ宣伝が届いていないと感じている。マーケティングやターゲット層への広告宣伝に関して、都市部の外部委託が効果的と感じている。産業建設委員会で調査研究する。		
村木	「イベントにおける効果」として全員協議会での自由討議をする。		
大谷	執行部側にこのような意見があったことを通知する。		
三浦	産業建設委員会で対応・返答を協議。		
沖田	産業建設委員会で検討する。		
村武	総務文教委員会で対応する。		
川上	産業建設委員会においての検討も必要だが、市内外からの提案も頂けるような施策を創出されるよう提言すべき。		
柳楽	産業建設委員会で検討する。		
串崎	浜田市全体のイベント一覧表が必要。市から田中さんに送付する。		
小川	産業建設委員会で検討し執行部の見解も聞いて回答する。		
上野	産業建設委員会で協議する。		
布施	イベントも形骸化しているものもあり、人を呼び込めるイベントの見直しや新しいイベント等を産業・建設委員会で調査研究して、にぎわいの創出づくりにつなげていく。		
岡本	① イベントを増やし浜田市に多くの人に来てもらい知ってもらう → 発言者の意見を関係機関に伝える(回答) * 関係機関に対して発言者の意向を伝える		
芦谷	イベントは進めているが、若い人の参加を進めることが重要で、若い人の参画、情報の発信について議会として働きかける。		
永見	浜田の特徴である、神楽、和紙作り、自然体験などを生かすイベントなどの情報発信について、執行部の意見も聞き総務文教委員会で協議する。		
佐々木	産業建設委員会で検討する。		
田畑	イベントを増やした場合、マンネリにならなうような工夫に注意すべき。		

西田	産業建設委員会で対応する。
川神	産業建設担当課に対応を求める。
牛尾	全ての委員会で対応する。

番号	9		
氏名	くしもと やまと 櫛本 和	テーマ	浜田市郷土資料館について
内容	<p>私は、令和4年12月より半年間 HAMADA 教育魅力化コンソーシアムが主催する、「ふるさと歴史探求プロジェクト・高校生学芸員」に参加し、浜田城・浜田城下町・外ノ浦について探究活動を行いました。私の研究テーマは「浜田城落城への道のり」です。史実にはない浜田城籠城戦を想定し、浜田城資料館や浜田市郷土資料館に展示されている文書や地図、当時の実際の手紙などの資料の調査、そしてフィールドワークを通じて、浜田の地形や建造物の意図、寺院などの配置などについて探究し、城下町・はまだについて考察しました。この探求の結果として、城下町・浜田が軍事都市として大変優れていることがわかりました。そのことで私は、自分の住んでいる浜田について誇りと愛着が一段と強くなりました。同時に、城下町としての浜田の歴史の面白さや意味を地域の方々にはもちろん、浜田を訪れる人々に知ってもらいたいと思うようになりました。探究活動の際に訪れた「浜田市郷土資料館」では年代ごとに展示する形式が採用されていて、非常に伝わりやすく理解しやすかったです。しかし、館内は狭く建てられてから60年が経過したという事もあり、老朽化が進んでいるようでした。まだ、展示できるものが存在するにもかかわらずできていないようでした。こういったことで私は「浜田市郷土資料館」の建替え案の推進を提案します。</p>		
肥後	議会全体で浜田郷土資料館の建て替え案について、どのような施設で今考えられる最適なものを協議し、議会としての考えをお返すする。		
村木	政策討論の場が必要と思う。		
大谷	総務文教委員会で検討する。		
三浦	総務文教委員会で対応・返答を協議する。		
沖田	総務文教委員会で検討する。		
村武	総務文教委員会で対応する。		
川上	建替え案の推進を求められているが、基礎となる文化財や民具等の整理の必要性も述べておられた。入れる箱をつくる前に入れる物の整理・取捨選択をどうすべきか総務文教委員会で議論し、施策への反映を提言すべきです。		
柳楽	総務文教委員会で検討する。		
串崎	総務文教委員会で対応する。		

小川	資料館整備に対する賛成意見の1つとして承る。
上野	総務文教委員会で協議する。
布施	建替えは必要と考えているため、これからも推進していく。
岡本	<p>① 高校生学芸員として歴史探求プロジェクトに参加して城下町・軍事都市を知り歴史の面白さや意味について皆さんに知ってもらいたい →一市民として同感である。</p> <p>② 展示物の保存のためにも老朽化が進んでいる「浜田郷土資料館」の建て替えを推進すべき→全く同感である。 *関係機関に対して発言者の意向を伝える</p>
芦谷	本格的に歴史文化の市民啓発、情報発信の体制などに力を入れることが重要、そのため議会としていま進められている計画に対する推進体制をつくる。
永見	「浜田市郷土資料館」築60年が経過し、老朽化が進んでいる。建替え案について総務文教委員会で協議する。
佐々木	産業建設委員会で検討する。
田畑	総務文教委員会で対応・返答を協議する。
西田	総務文教委員会で対応する。
川神	総務文教委員会協議、議員間討議する。
牛尾	総務文教委員会で対応する。

番号	10		
氏名	ありの 有野 夢叶	テーマ	浜田港を活用した新エネルギー基地構想について
内容	2023 年は政府のほうで「水素基本戦略」の改定といった新エネルギーに対して様々な動きがあった。また政府は水素産業に 15 兆円投資するなどの様々な支援も表明した。その流れを浜田市・浜田港にもってきて、浜田港を中心とした新エネルギー産業創出への提言を行う。		
肥後	外部講師を招いて議会全体で研修を受け、福祉環境、産業建設で各々の領分で調査研究すべき。		
村木	福祉環境委員会で協議する。		
大谷	産業建設委員会で検討する。		
三浦	産業建設委員会で対応・返答を協議する。		
沖田	福祉環境委員会で検討する。		
村武	福祉環境委員会で対応する。		
川上	水素を活用する必要性は理解するが、水素爆発の危険性も考慮する必要がある、他所での検討状況も含め情報の収集から産業建設委員会で行う必要があると思います。		
柳楽	福祉環境委員会で検討する。		
串崎	福祉環境委員会で対応する。		
小川	環境と産業に関連するテーマで、福祉環境委員会と産業建設委員会の所管であるので、所管事務調査事項として取り上げるか否かを含め、両委員会で検討する。		
上野	福祉環境委員会で協議する。		
布施	産業建設委員会で調査研究していく。		
岡本	① 「水素基本戦略」の新エネルギーの動きに同調して浜田港を新エネルギー産業創出への提言→同感である。発言者にも一層の活動を期待したい。 *関係機関に対して発言者の意向を伝える		
芦谷	市のカーボンニュートラルへの取り組み、新エネルギー産業創出などを明らかにするとともに、これらの意見に応える必要がある、市行政として新エネルギーに対する方針を明らかにし具体化し推進する。		
永見	浜田港を中心とした新エネルギーについて産業創出については産業建設委員会で協議する。		
佐々木	福祉環境委員会で検討する。		

田畑	産業建設委員会で協議する。
西田	産業建設委員会で対応する。
川神	産業建設委員会で協議する。
牛尾	産業建設委員会で対応する。

第 3 回はまだ市民一日議会の反省点等について

第 3 回はまだ市民一日議会実施後の発言者・傍聴者アンケートに寄せられた意見及び議員の感想・改善点については以下のとおりです。

1 発言者・傍聴者アンケートに寄せられた意見

(1) 気づきや発見

【発言者】

- ・挑戦する大切さ、話すことの必要性
- ・自分の抱える問題と議員の方々の抱える問題の共有ができた
- ・福島から来ている同級生の思いを知れた
- ・自分にはなかった考えを持っている人が多かった
- ・私の気づいていなかったことを知れてとても勉強になった
- ・自分が思った様には上手に話しができなかった
- ・他の方の言葉、私も感じていたことが多くあった
- ・答弁者の差が大きい（答弁者の数）

【傍聴者】

- ・学生から社会人まで参加し、意見を伝える場、聞く場はなかなかないので、初めて聞くことも多く、気づきは多かった
- ・エネルギーのことや、食のこと、公園のことなど、様々な意見を聴くことができ、様々な浜田市活性化への案があると気づいた
- ・浜田のことを思う市民が多くいること
- ・今もなお、牛乳を強要している給食にハッとさせられた

(2) ご意見・ご感想

【発言者】

- ・貴重な体験・経験ができた。もっと参加してみたいイベントだった
- ・議員が、とても優しく、緊張がほぐれて、話しやすかった
- ・緊張したけどしっかり話すことができた
- ・とても勉強になった
- ・はじめは緊張したが最後まで自分の発言を言えてよかった
- ・マスクは自由であるが発言者が外して話しているなら答弁者も外して話された方が分かりやすい

【傍聴者】

- ・今後も市民議会を継続していただきたい
- ・傍聴者への配布資料の議場配席図は、向きが反対だと見やすいと思った

(3) 議会への期待

【発言者】

- ・もっと大学生と関わってほしい
- ・今後も頑張ってください
- ・当事者になって対応してほしい

【傍聴者】

- ・意見を取り入れ、スピーディに実現させてほしい
- ・これからも続けて頂きたいと思います
- ・面白い取組ですので、継続してほしい（一日議会）
- ・様々な視点で浜田市を活気づけるように期待している
- ・毎回色々な世代の人が登壇され、多様な視点からの発言に感心させられます

2 議員の感想・改善点

(1) 感じたこと、感想

肥後	<p>小学生から大学生、青年、高齢者と多世代にわたる参加者の意見を聞く場となっていて、参加者が定員を超える状況になっていることを、嬉しく思う。</p> <p>幅広く市民の声を聞く場として、一定の評価を得ているものだと感じている。特筆すべきは学生の参加が続いていることだ。将来の浜田市を自分なりに考え問題意識を持って発言される。近い将来に学生たちが有権者となり、我がまちをより良くしたい想いを持って地域に、あるいは政治に関わることが期待される。</p> <p>議会が参加者の発言を真摯に受け止め、誠実に協議し考え抜いた案を執行部へ伝えた上で予算化し、実現すれば多くの人にとって、より住みやすいまちへ又は、住み続けたいと思えるまちに変われるのではないか。</p> <p>議会に問われていることは、市民の声を真摯に聞いた上で、議論し執行部へ伝え世の中の変化に対応すべく改善すべきところは改善する。議会として、これが出来るかどうかと問われているように感じた。</p>
村木	<p>皆さんは、私生活の中で、疑問を持ち、課題として取り上げ、リサーチや調査等エビデンスを根拠として提言されたことに、議員2年を越した今、改めて考えさせられた。</p> <p>特に、今回感じたことは、「横断」「連携」。</p> <p>「浜田市の子供達の水産体験」は、産業を入口としてふるさと教育といった総務文教そしてやり方では観光にも、「竹迫児童公園について」は、建設所管の中防犯、さらには防災にもつながる。また、憩いやコミュニケーション、体力増進(健康維持)にも。</p> <p>また「場」の提供、公共の場(施設・空間・仲間づくり)についてもこの度関心を持った。</p>
大谷	<ul style="list-style-type: none">・全体としては概ね良好。・小学生3人の主張がそれぞれ異なった点は、改善が必要と感じる。・要旨に書かれた内容の一部しか説明はなく発言時間が極めて少ないものがあったが、議会として取り上げて論議するためにも所定の発言時間の8割程度つまり4分程度は取り上げた事象の状況や取り巻く市民や仲間の考えなど説明してもらいたかった。
三浦	<ul style="list-style-type: none">・3回目の実施で、大変スムーズな運営ができたと思う。・この度も定員を超える方々、幅広い年齢層の方々から応募をいただき大変嬉しく、開催の意義を感じた。・テーマも様々でそれぞれの暮らしの中の気づきに基づくご意見はいずれも貴重なものであった。・様々な方法で広聴活動を行っているが、取り扱い方法等について整理が必要。
沖田	今年で3回目の開催となった。回数を重ねるごとによくなっている。
村武	<p>3回目となり、小学生や高校生、大学生の参加が多く大変良かったと思う。どの発言者の意見も大変貴重な意見であり、今後しっかりと議会でも取り組んでいく必要がある。ただ、傍聴者が少なく、発言者募集の広報だけでなく、市民一日議会実施の広報ももっとしたほうが良いと感じた。</p> <p>子どもたちの発言がとても良かったので、今後子どもを対象にした議会などを検討する必要があると感じた。</p>
川上	<p>全体としてよい会であった。</p> <p>老若男女の参加があり多様な発言は議会への想いが伺え、議会としての働きが何であるかを再考する機会となった。そして、今回の提案や要望を議会で議論し、全てとは言えないができて得る限りを市政に反映させることができるよう働きかけることが、私たち議員のなすべきこと感じた。</p>
柳楽	様々な意見を伺うことができましたと思います。質問の時間を設けられていますが、質問ではなく議員個

	人の意見や回答に近いものもあったように感じた（質問を行わなかった私が言うのはどうかとも思いますが）。 執行部も同席の議会になれば、より良いのではと思う。
串崎	全体的な流れや、時間 2 時間は良い。質問者を減らし、質疑応答の時間をもう少し長くても良いと感じた。
小川	特にトラブルもなくスムーズな運営だった。
上野	・分かりやすくリラックスされてよかった。 ・5 番の 3 名の方言いたいことがすべて言えたかなと思った。
布施	多世代の参加があり大変良かった。
岡本	・3 回目となり自然に受け止めることができる。幅広い世代の発言もあり評価できる。 ・今後は障がいのある方の参加も求めたい。
芦谷	幅広い市民が参加し、出された意見などが共有され、全体として市政が推進し、市民参加につながるよう進める必要がある。
佐々木	・子どもたちが多く参加されて良かったと思う。想いや声が聞けて良かった。 ・1 番のような複雑な案件は、もう少し内容が理解できるような資料が必要と思った。
西田	・若い参加者が比較的に多かったように思った。良いこと。 ・いろいろな形で議会と関われる体験は、将来きっと役に立つと思う。
川神	参加者がきちんと自分の主張を述べ大変有意義な取組であったと感じている。今後の継続は必要な事業であることは間違いない。
牛尾	3 回目を迎え議員側もだいぶ慣れてきた。市民側も緊張はあるが、割とのびのび発表していた。あとは、もう少し幅の広い年齢の登壇が求められる

(2) 気になった点、改善すべき点

肥後	<ul style="list-style-type: none"> ・参加者の発言時間が 5 分というのは、短いように思えた。 ・質問時間の 5 分も同様に短いと思えた。 ・発言の意図を理解するために、事前資料がある方が発言内容に対する理解がより深まり、発言者の意見に対しての議員の質問がよりの確になるのではないかと感じた。 ・発言時間、質疑応答時間共に、ジャッジが難しいと思える場面があった。 ・発言の背景から現状分析、未来への展望までを語り、発言時間の 5 分間で議員全員が果たして発言内容に対して理解できたのか疑問が残る。 ・発言が理解できずに質問に移っても、質問すること自体が無理なのではないかと思えた。
村木	地階の誘導において、腕章等の自分を示す物が必要と思った。
大谷	議員側からの質問は設定している時間が少なく所定時間になったため質問を断念する事があった。
三浦	グループ（複数）での発言があった。内容が多岐にわたることになり、理解促進の観点からも整理が必要。 例) グループ参加は可としてもテーマは一つに絞っていただく など
沖田	議員からの質疑に対する発言時間を確保すべき。 現行のルールだと議員の発言が長引けば発言者が意見や答えを述べる時間が減ってしまうので、議員と発言者の時間を分けたほうがよいと思う。
村武	進行の中で、発言者への説明の時に、壇上へ上がる行動などを実際に見せたらより分かりやすく、発

	<p>言者の方の不安が減ったのではないかと思う。</p> <p>開始時間まで、発言者の緊張を少なくすることを考えてはどうか。(音楽を流すとか)</p>
川上	<p>子どもたちの参加は市民一日議会として喜ぶべきことではあるが、今回のように3人が別テーマでワ ンチームを構成されての参加は、活用できる時間の短さが深い意見交換等を困難にしていたように感 じる。今後は、参加者の数を減らし個々の時間を長くし、発言された提案や要望が十分に議論できる ようにする必要があると感じた。</p>
柳楽	<p>進行について特に問題はないと思う。</p>
串崎	<p>議会広報広聴委員長の挨拶から始めるべきと感じた。</p>
小川	<p>欠席者が出た場合の扱いについて、時間的な猶予があれば抽選で外れた方の発言を認める方向で検討 をしても良い。</p> <p>質疑応答の時間5分については、質問が長いと発言者の応答時間が減るので、発言者の応答時間は5 分を保障するか、質問を簡潔明瞭に短くするか、いずれかの工夫が必要。</p> <p>複数名での参加では、大項目は1つのテーマでも小項目はそれぞれ違う内容だった。総体として1つ の要望・問題提起となるよう促すための対策が必要。</p>
上野	<p>1名の方が欠席された。間に合えば補充できたらと思う。今後検討を。</p>
布施	<p>発言者の熱意は感じられ発言時間をオーバーしてもよいが、運営側としてはベルを鳴らすことも必要 では。</p>
岡本	<ul style="list-style-type: none"> ・ 発言内容の校正やアドバイスはされているか(発言内容の正当性など)。 ・ 小学生の緊張から発言できなくなった状況を見て、事前の予行練習をさせてみてはどうか。
芦谷	<p>出された意見などが多岐にわたり、それを議会、執行部でどう咀嚼し市政に生かすか。市民の市政参 加、市政の課題をどうつかむかなど、はまだ市民一日議会の全体の大きな流れをつくり、年次計画を 立てる、テーマを設けるなど工夫をするのか、などなど議会で共有する必要がある。</p>
西田	<ul style="list-style-type: none"> ・ 限られた時間の中で、発言テーマと発言者によっては、議員側からの意見や質問に偏りがあった。
川神	<ul style="list-style-type: none"> ・ 開催間際に欠席者が出た場合の対応をどうするか。 ・ 複数で参加して頂いた場合、テーマは統一してほしい。 ・ 発表、議員からの質問のやり取りの時間はもう少し増やしてもいいのではないか。
牛尾	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各質問者に対して、議員側の質問準備が必要と思う。

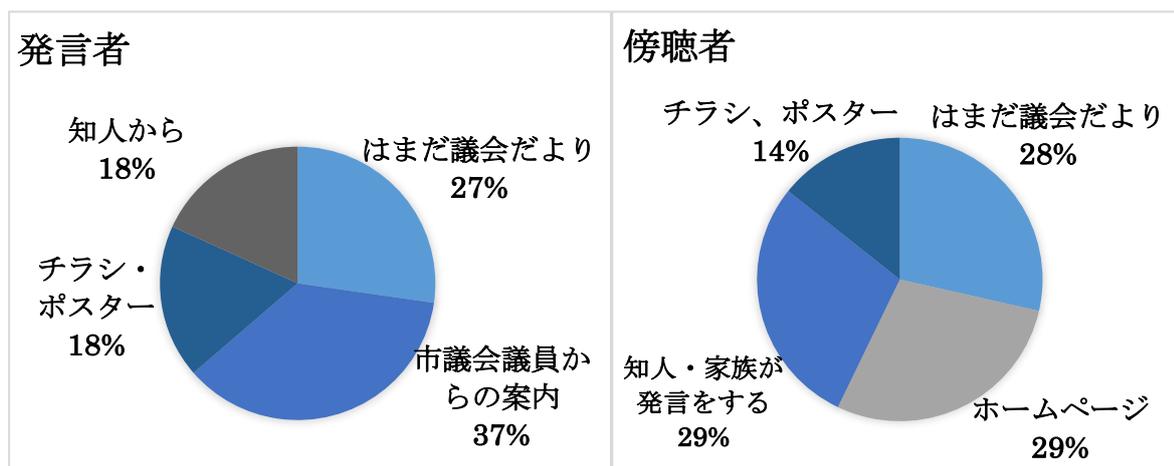
第3回はまだ市民一日議会 アンケート集計結果

1 参加人数及び傍聴者アンケート回答者数（当日の傍聴者は9人）

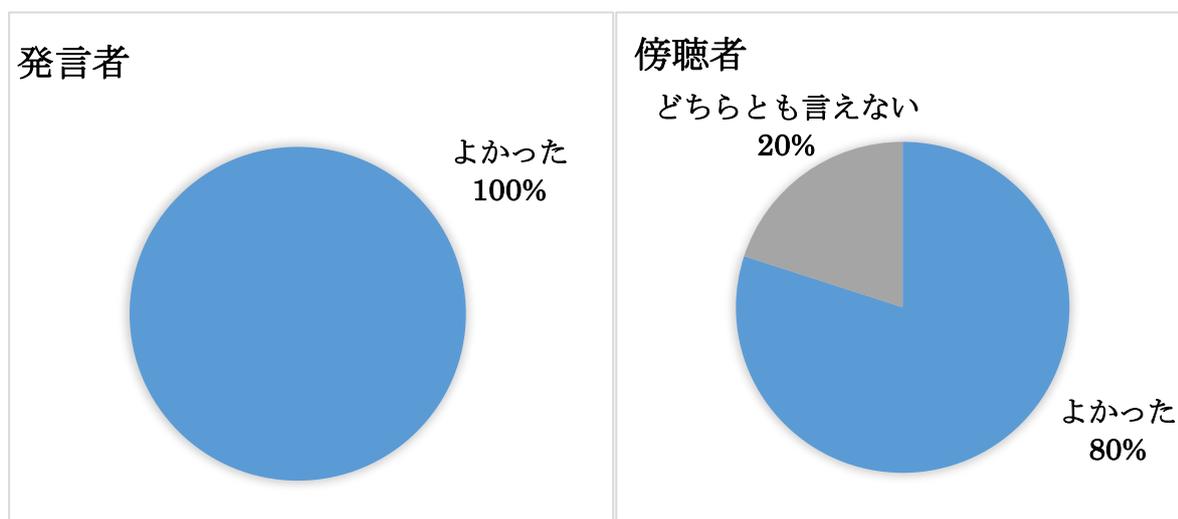
発言者	11人			傍聴者	6人（アンケート回答数）		
年代	20代未満	8人	73%	年代	20代未満	1人	17%
	20代	1人	9%		20代	-	-
	30代	-	-		30代	-	-
	40代	1人	9%		40代	2人	33%
	50代	-	-		50代	3人	50%
	60代	-	-		60代	-	-
	70代以上	1人	9%		70代以上	-	-

20代以下が80%以上を占めた。学生の家族など、傍聴席に初めて来られた方も多かったと思われる。傍聴者が減少傾向にあるため周知等に課題がある。

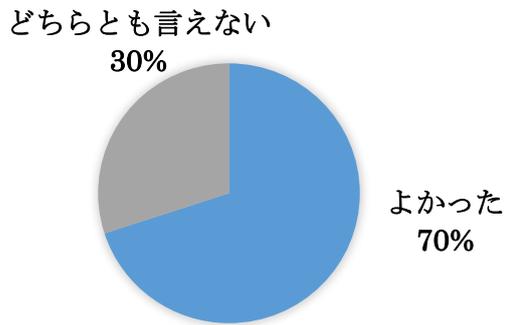
2 参加、見学のきっかけ（複数回答）



3 会の進行



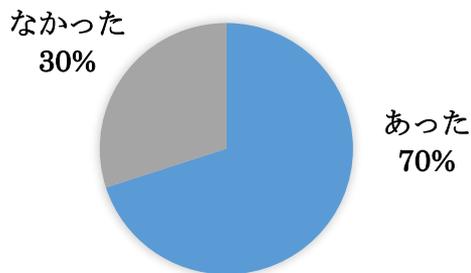
話しやすい雰囲気だったか



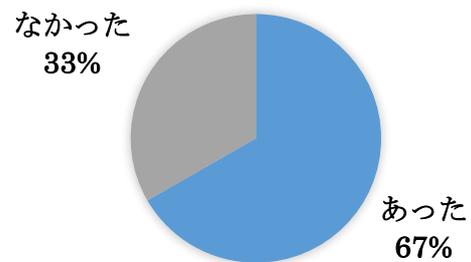
会の進行については、発言者全員、傍聴者についても9割の方が「よかった」と回答しており高い評価となっている。話しやすい雰囲気については、「話しにくかった」との回答はなかったが3割が「どちらとも言えない」と回答しており話しやすい雰囲気作りが今後の課題となる。

4 「気づき」や「発見」の有無

発言者



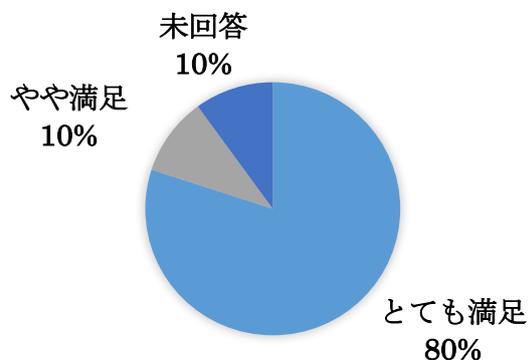
傍聴者



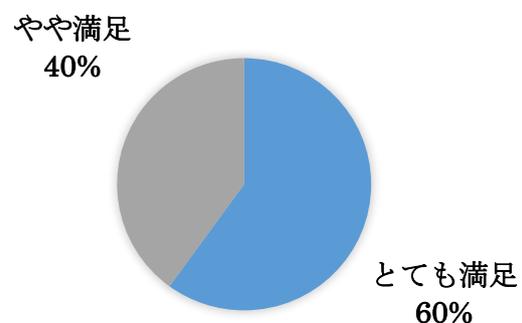
第3回においても、発言者にも傍聴者にも一日議会の中で自身の中に気づきがあったことがうかがえ、参加者にとっても有意義であったと思われるが、割合としては減少傾向にある。

5 満足度

発言者

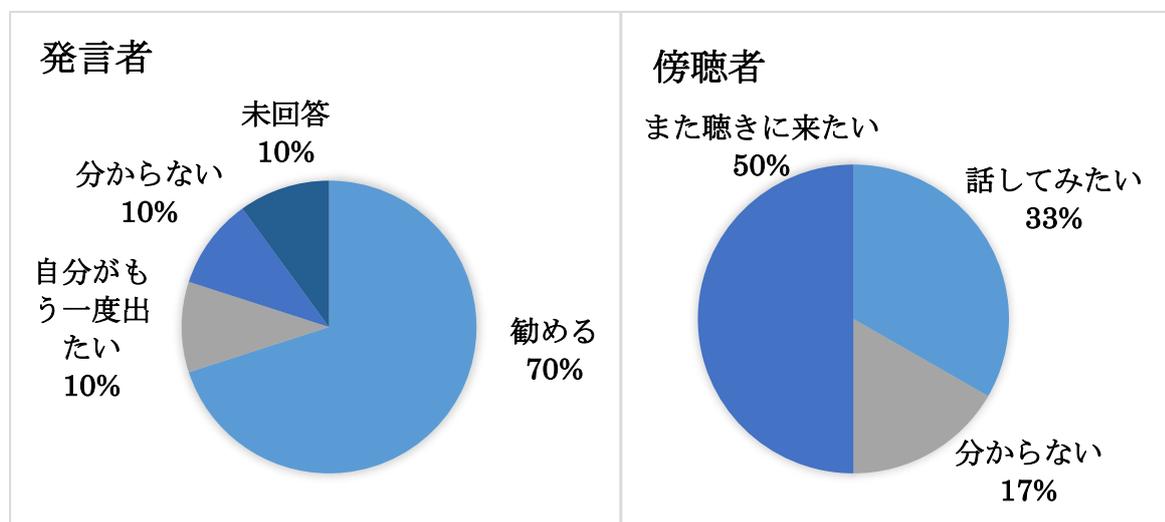


満足度



「不満」を選択された方はおらず、ご満足いただけた取組であったことが分かる。発言者の90%、傍聴者の100%が「とても満足」、「やや満足」を選択。

6 推薦度



ほとんどの発言者の方が「知人に勧めたい」と思っていた。また、傍聴者においても3割以上の方が次の機会があれば「自分が発言したい」、半数の方が「また聴きにきたい」と思っていた。

7 総括

グループでの申込みについて課題が出てきたが、議会広報広聴委員会で協議の上、当日を迎えた。継続を望む声もあるため、整理が必要な点は協議し、市民に議会を身近に感じてもらえるよう、引き続き取り組む。

8 その他

【発言者へのフィードバック】

11月20日（月）の全員協議会で決定した議会としての対応・振分結果を11月28日（火）に発言者に郵送予定。また、その後の予定については以下のとおり。

対応結果及び経過の報告締切	12月13日（水）17時
発言者への返答内容確認	12月19日（火）全員協議会

※発言者へは12月下旬に結果を郵送予定。

LINE WORKS の運用について

標記について、以下のとおり運用します。議員の皆さんのご理解、ご協力をお願いいたします。

1 導入による効果

事務局職員から議員へ連絡する手段として、現在主に使用しているメール及び電話におけるデメリットを解消することによる、業務の効率化及び利便性の向上

⇒メールで行っていたお知らせを、今後LINE WORKSで行う

※作業が必要な資料（Word、Excelなどの様式）は従来どおりメール送付

2 主な活用方法

●トーク【メンバー間で共有すべき事項を連絡】

例：提出物のリマインド、会議資料配信のお知らせなどを通知

※事務局職員は同じアカウントを使うため、全てのやり取りを閲覧可能

※写真・PDF・動画などの容量の大きいデータはトークに送付しない

●掲示板【全議員へ通知する事項を連絡】

(1)本会議関係お知らせ

(2)会議開催通知

(3)【情報提供】執行部からのお知らせ

(4)【情報提供】議会事務局からのお知らせ

※添付の資料はSidebooksの「各種通知・お知らせ」フォルダにも配信

※掲示板での通知内容は一定期間経過後、削除予定

●カレンダー【議会の会議日程を共有】

本会議、各種委員会、全員協議会関係の開催日及び開会時間など

3 お願い

・タブレット（LINE WORKS）のチェック ※1日3回、朝昼晩

・投稿に対するリアクションがあると◎

・職員の対応は市役所開庁時間中 ※平日午前8時30分～午後5時15分